

労働組合法

法が守る団結・団交・争議権

小川英郎 / 弁護士(ウェール法律事務所)

労働組合なぜ必要か

労働組合は、労働条件の維持向上のために憲法や労働組合法によってさまざまな権利を保障されています。

労働者一人ひとりは無力であっても、多くの労働者が団結すれば使用者は無視できません。「労働力を安売りしない」ために、労働者はいわば徒党を組み、談合をして、使用者に対抗することが許され

ています。

労組組織率の低下が叫ばれて久しく、一国の総理大臣が経団連などに報酬引き上げ要請をするような事態になつて

います。本来これは労働組合の役目ではなかつたでしようか? 労組は単に組合員のためだけにあるのではなく、社会全体の労働条件の維持向上に責任を負っています。社会的インフラといつてもいいでしょう。

憲法28条は「勤労者の團結

当労働行為とは、一言で言えば「会社がやつてはならないこと」です。

労働組合の存在を嫌つた使

由なく拒否することはできず(7条2号)、形だけの不誠実な団交も違法としています。

さびた? 労組の「宝刀」

使用者が、何の制約もなく労組の弱体化を図ることが許されれば、団結権は画餅に帰ります。そこで労組法は団結権を実質的に保障する觀点から、組合員や組合役員であることを理由とした解雇や配転、脱退工作、組合への誹謗中傷を、労組弱体化を図る行為、すなわち「支配介入」(7条3号)として禁止し、さらに組合員個人に対する不利益取扱い(解雇、賃金・昇格差別等)も禁

止しています(7条1号)。

また、労組の最も強力な武器である団体交渉権を保障するために、使用者は組合が申入れた団体交渉を正当な理

する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と規定しています。団結権、団体交渉権、ストライキ等の団体行動権

(労働三権)は憲法で保障されています。労働組合法(労組法)は憲法の規定に基づき、労組の組織、不当労働行為の救済手続き、労働協約、労働委員会の組織・手続き等について定めた法律です。

労組法は労働組合について、「労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善することを主たる目的として組織する団体」と定義規定を置いています(2条)。本来は労組を結成しても誰の承認もりませんし、届け出る必要もありません。

つぎに、団結権の保障と不当労働行為についてです。不

み就労を拒否させる「部分スト」や一定の時間帯だけ労務提供を拒否する「時限スト」など、さまざまやり方があります。ただし、ストによって労務提供をしなかつた時間の賃金は支払われませんので、組合員の生活状況や要求実現の重要性などを考慮して判断することになるでしょう。

日本のスト発生件数は諸外国中、最低水準といわれています。非正規労働者が増加し、労働分配率が低下する中、いまのような「ストなし労働運動」でいいのか、争議権の行使も今後重要な課題となつてくるでしょう。

最後に、労働協約(労組法第3章)についてです。

労働協約とは、労働条件その他についての労使の合意事項を書面化したもので、より良い労働協約をどれほど獲得できるかが組合活動のカギです。

労働協約は就業規則より効力が強く、組合活動の成果を書面化したもので、より良い労働協約をどれほど獲得できるかが組合活動のカギです。

ただし、労働委員会に不当労働行為救済申立てをしたり、労組法で定められた要件を備えなければなりません(法適用組合)。組合規約、組合役員名簿、会計書類、労働協約等の規定の書類を労働委員会に提出して資格審査を受ける必要があります。

また労組法は、労働者を広く「職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活するもの」に規定しています(3条)。プロ野球選手が労組結成を認められたように、労組法上の労働者は、労働基準法上の労働者よりも幅広くとらえられています。

労働協約は労使が合意したものですから、当然これを守らなければなりません(債務的効力)。一方、労組法16条は、労働協約は単に使用者と組合との合意にとどまらず、直接個々の組合員の労働契約の内容になると定めています(規範的効力)。さらに17条では、4分の3以上を組織する組合が締結した労働協約は、非組合員にも拡張適用されることを規定しています。

労働協約は就業規則より効力が強く、組合活動の成果を書面化したもので、より良い労働協約をどれほど獲得できるかが組合活動のカギです。